

お車をご使用のかたには、法律(道路運送車両法)で、ご使用者の安全と車の事故を未然に防ぐため、1日1回の運行前点検と6・12か月ごとの定期点検を行うことが義務づけられています。

点検項目の詳細は、別冊「整備手帳」をご覧ください。

点検整備数値は、68ページのサービスデータ表をご参照ください。

異状が認められた場合は、ご使用のかたご自身または販売店・ホンダサービスの各地区センターで必ず整備してください。

■法定点検